課長		総括主幹		係長		係		検算	

業　務　委　託　設　計　書

業　務　名	羽咋市公共下水道施設運転管理委託業務		
業　務　箇　所	羽咋市　羽咋町ほか　地内		
業　務　内　容	羽咋浄化センター及び中継ポンプ場並びにマンホールポンプ場 の運転・維持管理業務　　一式		
業　務　日　数		完成期限	平成　２３年　３月　３１日

	設　計　用　紙	羽　咋　市

業　務　仕　様

本業務は、「羽咋市公共下水道施設運転管理業務委託仕様書」及び「羽咋市公共下水道施設管理業務委託特記仕様書」並びに設計内訳より施行すること。

特　記　仕　様

委　託　業　務　費　内　訳　表

費　目	工　種	種　別	細　別	単位	数量	単　価	金　　額	摘　　要
業務委託費								
	羽咋浄化センター							
		直接業務費						
			運転管理業務費	式	1			内訳明細書第１号
	島出ポンプ場							
		直接業務費						
			運転管理業務費	式	1			内訳明細書第１号
	マンホールポンプ場							
		直接業務費						
			運転管理業務費	式	1			内訳明細書第１号
	総　　括							

設　計　用　紙　　羽　咋　市

費　目	工　種	種　別	細　別	単位	数量	単　価	金　　額	摘　　要
		直接業務費						
			総括業務費	式	1			内訳明細書第１号
		直接業務費計						
		直接経費		式	1			直接業務費計×　%
		技術経費		式	1			直接業務費計×　%
		間接経費		式	1			直接業務費計×　%
		業務原価						
		諸経費		式	1			業務原価×　%以内
		水質分析費	（法定検査項目）	式	1			内訳明細書第２号
		汚泥分析費	（含有・溶出試験項目）	式	1			内訳明細書第３号
		消耗品費		式	1			内訳明細書第４号
		修繕費						内訳明細書第５号
		業務価格		式	1			
		消費税相当額						
業務委託費計								

第 1 号

運転管理業務費　内訳明細書

名　　称	形状・寸法	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
羽咋浄化センター運転管理業務						
保守点検業務		人				1号数量表
環境整備業務		人				1号数量表
水質検査業務		人				1号数量表
汚泥脱水処理業務		人				1号数量表
計						
島出ポンプ場運転管理業務		人				1号数量表
マンホールポンプ運転管理業務		人				1号数量表
総括業務		人				1号数量表

設　計　用　紙　　羽　咋　市

名　　称	形状・寸法	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要

第 2 号

水 質 分 析 費　内 訳 明 細 書

（法定検査項目）

名　　称	形 状 ・ 寸 法	単位	数　量	単　　価	金　　額	摘　　要
生活環境項目		式	1.0			1号代価表
健康項目		式	1.0			2号代価表
敷地境界線悪臭物質等		式	1.0			3号代価表
合計						

設　計　用　紙　　羽　　咋　　市

名　　称	形 状 ・ 寸 法	単位	数　量	単　　価	金　　額	摘　　要

第 3 号

汚泥分析費　内訳明細書

（汚泥溶出試験・汚泥含有試験項目）

名　　称	形状・寸法	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
汚泥溶出試験項目		式	1.0			２７号代価表
汚泥含有試験項目		式	1.0			２８号代価表
合計						

設　計　用　紙　　羽　咋　市

名　　称	形状・寸法	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要

第 4 号

消 耗 品 費　内 訳 明 細 書

名　　称	形 状 ・ 寸 法	単位	数　量	単　　価	金　　額	摘　　要
水質試薬等		式	1.0			４号代価表
水質試験用消耗品		式	1.0			５号代価表
現場用消耗品		式	1.0			６号代価表
油脂類		式	1.0			７号代価表
薬品	固形塩素	kg	3300			1,100kg/年×3年
燃料（ガソリン）	ｴﾝｼﾞﾝﾎﾟﾝﾌﾟ用	L	60			20L/年×3年
燃料（軽油）	島出ﾎﾟﾝﾌﾟ場 自家発用	L	300			100L/年×3年
高分子凝集剤	ＣＳ－３７４	kg	2700			900kg/年×3年
濾布洗浄剤	ガードクリーン	kg	60			20kg/年×3年
脱水汚泥消臭剤	マスキング剤 （Ｌ－ＡＫ）	kg	60			20kg/年×3年
ﾏﾝﾎｰﾙﾎﾟﾝﾌﾟ場油分散剤	レオライト	本	60			20本/年×3年

設　計　用　紙　　羽　　咋　　市

名　　称	形 状 ・ 寸 法	単位	数　量	単　　価	金　　額	摘　　要
島出ポンプ場脱臭剤	ﾃﾞｵﾍﾟﾚｯﾄＨＣ１０１	kg	230			平成20年度分
島出ポンプ場脱臭剤	ﾃﾞｵﾍﾟﾚｯﾄＨＣ５０１	kg	120			平成20年度分
羽咋浄化センター脱臭剤	ﾃﾞｵﾍﾟﾚｯﾄＨＣ１０１	kg	660			平成21年度分
羽咋浄化センター脱臭剤	ﾃﾞｵﾍﾟﾚｯﾄＨＣ５０１	kg	660			平成21年度分

第　5－1　号

修繕費　内訳明細書

（平成２０年度修繕分）

名　　称	形　状・寸　法	単位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
羽咋浄化センター設備						
No.1返送汚泥ﾎﾟﾝﾌﾟｲﾝﾊﾞｰﾀ用ﾓｰﾀｰ取替修繕		式	1.0			８号代価表
No.2返送汚泥ﾎﾟﾝﾌﾟｲﾝﾊﾞｰﾀ用ﾓｰﾀｰ取替修繕		式	1.0			８号代価表
No.1脱水機内ろ布取替修繕		式	1.0			９号代価表
No.2脱水機外ろ布取替修繕		式	1.0			９号代価表
上向流式砂ろ過器ｴｱｰﾊﾞﾙﾌﾞ取替修繕		式	1.0			１０号代価表
No.4撹拌機ｲﾝﾊﾞｰﾀ盤用冷却ﾌｧﾝﾓｰﾀｰ修繕		式	1.0			１１号代価表
水分計取替修繕		式	1.0			１１号代価表
No.1ろ過原水ポンプ修繕		式	1.0			１３号代価表
No.2ろ過原水ポンプ修繕		式	1.0			１４号代価表
小計						

設　計　用　紙　　羽　咋　市

名　　称	形　状・寸　法	単位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
島出ﾎﾟﾝﾌﾟ場設備						
No.２原水ポンプ修繕		式	1.0			１２号代価表
合計						

第　5－2　号

修繕費　内訳明細書

（平成２１年度修繕分）

名　　称	形　状・寸　法	単位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
羽咋浄化センター設備						
№２撹拌機VSモーター修繕		式	1.0			１５号代価表
濃縮汚泥掻寄機減速機修繕		式	1.0			１６号代価表
撹拌機室搬入用扉修繕		式	1.0			１７号代価表
№１給水ポンプ修繕		式	1.0			１８号代価表
小計						
島出ﾎﾟﾝﾌﾟ場設備						
№１破砕機減速機修繕		式	1.0			１９号代価表
合計						

設　計　用　紙　　羽　　咋　　市

名　　称	形　状・寸　法	単位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要

第　5－3　号

修繕費　内訳明細書

（平成２２年度修繕分）

名　　称	形　状・寸　法	単位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
羽咋浄化センター設備						
№１終沈汚泥掻寄機減速機修繕		式	1.0			２０号代価表
№２終沈汚泥掻寄機減速機修繕		式	1.0			２１号代価表
脱水機ｺﾝﾌﾟﾚｯｻｰ用ｴｱﾄﾞﾗｲﾔｰ修繕		式	1.0			２２号代価表
汚泥処理制御盤UPS取替修繕		式	1.0			２３号代価表
小計						
島出ﾎﾟﾝﾌﾟ場設備						
水中撹拌機修繕		式	1.0			２４号代価表
マンホールポンプ場設備						
大川町マンホールポンプ場№１ポンプ修繕		式	1.0			２５号代価表
大川町マンホールポンプ場№２ポンプ修繕		式	1.0			２６号代価表

設　計　用　紙　　羽　咋　市

名　　称	形　状・寸　法	単位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
小計						
合計						

第 1 号

一 位 代 価 表

生活環境項目

1式当り

名　　称	形 状 ・ 寸 法	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
n-ヘキサン抽出物		検体	72			24検体/年×3年
大腸菌群数		検体	72			〃
フェノール		検体	6			2検体/年×3年
銅、亜鉛、マンガン（溶解性）、鉄（溶解性）		検体	6			〃
クロム		検体	6			〃
全窒素		検体	72			24検体/年×3年
計						

設　計　用　紙　　羽　咋　市

名　　称	形 状 ・ 寸 法	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要

第 2 号

一 位 代 価 表

健康項目

1式当り

名称	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
カドミウム、鉛		検体	6			2検体/年×3年
有機リン		検体	6			〃
シアン		検体	6			〃
六価クロム		検体	6			〃
ヒ素		検体	6			〃
総水銀		検体	6			〃
アルキル水銀		検体	6			〃
ポリ塩化ビフェニール		検体	6			〃
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ、四塩化炭素、1.2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、1.1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｼｽ-1.2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、1.1.1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1.1.2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1.3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ、ﾍﾞﾝｾﾞﾝ		検体	6			〃
ｼﾏｼﾞﾝ、ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ		検体	6			

設計用紙　羽咋市

名称	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
チウラム		検体	6			〃
セレン		検体	6			〃
フッ素		検体	6			〃
ホウ素		検体	6			〃
アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		検体	72			24検体/年×3年

第 3 号

一 位 代 価 表

敷地境界悪臭物質等

1式当り

名称	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
アンモニア		検体	3			1検体/年×3年
ﾒﾁﾙﾒﾙｶﾌﾟﾀﾝ、硫化水素 硫化メチル、二硫化メチル		検体	3			〃
基本料金		回	3			1回/年×3年
計						

設計用紙　羽咋市

名称	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要

第 4 号

一 位 代 価 表

水質試薬等

1式当り

名　　称	形 状 ・ 寸 法	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
N/40過マンガン酸カリウム溶液		本	48			16本/年×3年 500ml/瓶
N/40シュウ酸ナトリウム溶液		本	33			11本/年×3年 〃
４７%硫酸	（１＋２）	本	33			11本/年×3年 〃
ＢＯＤ希釈調整液	A液	本	3			1本/年×3年 〃
ＢＯＤ希釈調整液	B液	本	3			〃 〃
ＢＯＤ希釈調整液	C液	本	3			〃 〃
ＢＯＤ希釈調整液	D液	本	3			〃 〃
ｱﾝﾓﾆｱ性窒素発色試薬	A	本	3			〃 〃
ｱﾝﾓﾆｱ性窒素発色試薬	B	本	3			〃 〃
亜硝酸性窒素発色試薬		本	3			〃 〃
硝酸性窒素発色試薬		本	3			〃 〃

設　計　用　紙　　羽　咋　市

名　　称	形 状 ・ 寸 法	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
アクアチェック	A	本	3			1本/年×3年 〃
アクアチェック	B	本	3			〃 〃
残留塩素発色試薬	（DPD試薬）	箱	3			1箱/年×3年 100包/箱
硫酸銀		瓶	3			1瓶/年×3年 500g/瓶
ﾎﾟｰﾗﾛ式電極用電解液	１Ｍ－Ｋcl	瓶	3			〃 〃
PH計電極用電解液	3.33mol Kcl	瓶	3			〃 〃
計						

第 5 号

一 位 代 価 表

水質試験用消耗品

1式当り

名称	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
ガラス繊維ろ紙	GS－２５	箱	18			3箱/年×3年 100枚/箱
共栓メスシリンダー	５００ml	本	3			1本/年×3年
その他必要な消耗品		式	1			
計						

設計用紙　羽咋市

名称	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要

第 6 号

一 位 代 価 表

現場用消耗品

1式当り

名　　称	形 状 ・ 寸 法	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
チャート紙	FL－４０００－S	箱	3			1箱/年×3年 10冊/箱
チャート紙	FL－５０００－S	箱	3			〃 〃
チャート紙	FL－６０００－S	箱	6			〃 〃
チャート紙	FL－７０００－S	箱	3			〃 〃
チャート紙	KZCGA0105EL001KC	箱	3			〃 〃
帳票用紙	PLUS WF-1512	箱	6			2箱/年×3年 3000枚/箱
その他必要な消耗品		式	1			
計						

	設 計 用 紙			羽　咋　市		
名　　称	形 状 ・ 寸 法	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要

第 7 号

一 位 代 価 表

油脂類

1式当り

名　　称	形 状 ・ 寸 法	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
ギアオイル	２２０番	缶	6			2缶/年×3年 18L/缶
ギアオイル	４６０番	缶	6			〃 〃
タービン油	４６番	缶	3			1缶/年×3年 〃
計						

設　計　用　紙　　羽　咋　市

名　　称	形 状 ・ 寸 法	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要

第 8 号

一 位 代 価 表

No.1、No.2返送汚泥ﾎﾟﾝﾌﾟｲﾝﾊﾞｰﾀ用ﾓｰﾀｰ取替修繕

1式当り

名　　称	形 状 ・ 寸 法	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
Ｎｏ．１返送汚泥ポンプ修繕						
材料費						
モーター	3.7KW	台	1			
労務費						
取外し、取り付け		人工				
塗装		人工				
試運転調整		人工				
業務原価						
諸経費						
業務価格						

設　計　用　紙　　羽　　咋　　市

名　　称	形 状 ・ 寸 法	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
Ｎｏ．２返送汚泥ポンプ修繕						
材料費						
モーター	3.7KW	台	1			
労務費						
取外し、取り付け		人工				
塗装		人工				
試運転調整		人工				
業務原価						
諸経費						
業務価格						

第 9 号

一 位 代 価 表

No.1脱水機内ろ布、外ろ布取替修繕

1式当り

名称	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
No.１脱水機内ろ布取替修繕						
材料費						
	内ろ布	枚	1			
労務費						
	取外し、取付け	人工				
	試運転	人工				
業務原価						
諸経費						
業務価格						

設 計 用 紙　　羽 咋 市

名称	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
No.１脱水機外ろ布取替修繕						
材料費						
	内ろ布	枚	1			
労務費						
	取外し、取付け	人工				
	試運転	人工				
業務原価						
諸経費						
業務価格						

第 １０ 号

一 位 代 価 表

上向流式砂ろ過器エアーバルブ取替修繕

1式当り

名　　称	形 状 ・ 寸 法	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
材料費						
	エアーバルブ	式	1			
労務費						
	取外し、取付け	人工				
	分解整備	人工				
	試運転	人工				
業務原価						
諸経費						
業務価格						

設 計 用 紙　　羽 咋 市

名　　称	形 状 ・ 寸 法	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要

第 １１ 号

一 位 代 価 表

Ｎｏ．４攪拌機ｲﾝﾊﾞｰﾀ盤用冷却ﾌｧﾝﾓｰﾀｰ修繕、水分計取替修繕

1式当り

名　　称	形 状 ・ 寸 法	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
Ｎｏ．４攪拌機ｲﾝﾊﾞｰﾀ盤用冷却ﾌｧﾝﾓｰﾀｰ修繕						
材料費						
	冷却ファン用軸受	個	1			
労務費						
	取外し、取付け	人工				
	分解整備	人工				
	試運転	人工				
業務原価						
諸経費						
業務価格						

設　計　用　紙　　羽　咋　市

名　　称	形 状 ・ 寸 法	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
水分計取替修繕						
材料費						
	ハロゲン水分計	台	1			
業務価格						

第　１２　号

一　位　代　価　表

島出ポンプ場Ｎｏ．２原水ポンプ修繕

1式当り

名　　称	形　状　・　寸　法	単位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
材料費						
	動力用水中ｹｰﾌﾞﾙA	本	1			
	動力用水中ｹｰﾌﾞﾙB	本	1			
	検知用ｹｰﾌﾞﾙ	本	1			
	軸受	台分	1			ﾌﾗｲﾎｰﾙ用含む
	羽止めボルト	個	1			
	浸水検知器	個	1			
	調整用パッキン	台分	1			
	オイルシール	台分	1			
	メカニカルシール	組	1			
	Oリング	台分	1			ﾌﾗｲﾎｰﾙ用含む
	設　計　用　紙			羽　　咋　　市		
名　　称	形　状　・　寸　法	単位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
小計						
労務費						
	取外し、取付け	人工				
	分解整備	人工				
	塗装	人工				
	試運転	人工				
小計						
輸送費						
	ユニック車（２ｔ）	回	2			
	ポンプ輸送費	回	2			
小計						
業務原価						
諸経費						
業務価格						

第 １３ 号

一 位 代 価 表

Ｎｏ.１ろ過原水ポンプ修繕

1式当り

名　　称	形 状 ・ 寸 法	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
材料費						
	軸受	個	2			
	スリーブ	個	1			
	グランドパッキン	台分	1			
	Oリング	本	2			
	水切り歯	台分	1			
	カップリングゴム	台分	1			
	モーター用軸受	個	2			
労務費						
	取外し、取付け	人工				
	分解整備	人工				

設　計　用　紙　　羽　咋　市

名　　称	形 状 ・ 寸 法	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
	塗装	人工				
	試運転	人工				
業務原価						
諸経費						
業務価格						

第 １４ 号

一 位 代 価 表

Ｎｏ.２ろ過原水ポンプ修繕

1式当り

名　　称	形 状 ・ 寸 法	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
材料費						
	軸受	個	2			
	スリーブ	個	1			
	グランドパッキン	台分	1			
	Oリング	本	2			
	水切り歯	台分	1			
	カップリングゴム	台分	1			
	モーター用軸受	個	2			
労務費						
	取外し、取付け	人工				
	分解整備	人工				
	設　計　用　紙			羽　咋　市		
名　　称	形 状 ・ 寸 法	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
	塗装	人工				
	試運転	人工				
業務原価						
諸経費						
業務価格						

第 １５ 号

一 位 代 価 表

№２撹拌機ＶＳモータ修繕

1式当り

名　　称	形 状 ・ 寸 法	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
№２撹拌機ＶＳモータ修繕						
材料費						
	軸受	個	1			
	軸受	個	1			
	軸受	個	1			
	軸受	個	1			
	巻線	巻	1			
小計						
労務費						
	取外し、取付け	人工				
	分解整備	人工				
	設 計 用 紙			羽　咋　市		
名　　称	形 状 ・ 寸 法	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
	コイル巻直し	人工				
	塗装	人工				
	試運転	人工				
小計						
輸送費						
	ユニック車（２ｔ）	回	2			
	ポンプ輸送費	回	2			
小計						
業務原価						
諸経費						
業務価格						

第 １６ 号

一 位 代 価 表

濃縮汚泥掻寄機減速機修繕

1式当り

名　　称	形 状 ・ 寸 法	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
濃縮汚泥掻寄機減速機修繕						
材料費						
	低速軸用偏心軸受	個	1			
	外ピン	台分	1			
	外ピンローラー	台分	1			
	低速軸軸受	個	2			
	高速軸軸受	個	2			
	ディスタンスピース	台分	1			
	高速軸偏心軸受	個	1			
	オイルシール	台分	1			
	モーター軸受	個	2			

設　計　用　紙　　羽　咋　市

名　　称	形 状 ・ 寸 法	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
	スナップリング	台分	1			
	平行キー	台分	1			
	パッキン	台分	1			
小計						
労務費						
	取外し、取付け	人工				
	分解整備	人工				
	塗装	人工				
	試運転	人工				
小計						
輸送費						
	ユニック車（２ｔ）	回	2			
業務原価						
諸経費						
業務価格						

第 18 号

一 位 代 価 表

№1給水ポンプ取替修繕

1式当り

名　　称	形 状 ・ 寸 法	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
№1給水ポンプ取替修繕						
材料費						
	給水ポンプ	台	1			
労務費						
	取外し、取付け	人工				
	塗装	人工				
	試運転	人工				
小計						
業務原価						
諸経費						
業務価格						

設　計　用　紙　　羽　　咋　　市

名　　称	形 状 ・ 寸 法	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要

第 17 号

一 位 代 価 表

撹拌機室搬入用扉修繕

1式当り

名称	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
撹拌機室搬入用扉修繕						
材料費						
	両開き フラッシュドア	台	1			
	錠前	セット	1			
	ＤＣ	個	2			
小計						
労務費						
	取外し、取付け	人工				
撤去、処分費						
	ユニック車（２ｔ）	回	1			
	ドア輸送費	回	2			

設 計 用 紙　　羽 咋 市

名称	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
	処分費	式	1			
小計						
業務原価						
諸経費						
業務価格						

第 19 号

一 位 代 価 表

№1破砕機減速機修繕

1式当り

名称	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
№1破砕機減速機修繕						
材料費						
	偏心軸受	個	1			
	外ピン	台分	1			
	外ピンローラー	台分	1			
	軸受	個	4			
	オイルシール	個	3			
	モーター軸受	個	2			
	平行キー	台分	1			
	パッキン	台分	1			
	ディスタンスピース	台分	1			

設 計 用 紙　　羽 咋 市

名称	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
	スナップリング	個	1			
	エンドカバー	個	1			
小計						
労務費						
	取外し、取付け	人工				
	分解整備	人工				
	塗装	人工				
	試運転	人工				
小計						
業務原価						
諸経費						
業務価格						

第　　号

一　位　代　価　表

1式当り

名　　称	形　状　・　寸　法	単位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要

設　計　用　紙　　羽　　咋　　市

名　　称	形　状　・　寸　法	単位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要

第 20 号

一 位 代 価 表

№1終沈汚泥掻寄機修繕

1式当り

名称	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
減速機修繕						
材料費						
	オイルシール	個	2			
	軸受	個	2			
	軸受	個	1			
	軸受	個	1			
	軸受	個	1			
	オイルシール	個	2			
	軸受押さえ	個	1			
	スペーサー	個	1			
	液体パッキン	台分	1			
	設 計 用 紙			羽 咋 市		
名称	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
小計					0	
労務費						
	取外し、取付け	人工				
	分解整備	人工				
	塗装	人工				
	試運転	人工				
小計						
業務原価						
諸経費						
業務価格						

第 21 号

一 位 代 価 表

№2終沈汚泥掻寄機修繕

1式当り

名　　称	形 状 ・ 寸 法	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
減速機修繕						
材料費						
	オイルシール	個	2			
	軸受	個	2			
	軸受	個	1			
	軸受	個	1			
	軸受	個	1			
	オイルシール	個	2			
	軸受押さえ	個	1			
	スペーサー	個	1			
	液体パッキン	台分	1			
	設 計 用 紙			羽 咋 市		
名　　称	形 状 ・ 寸 法	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
小計						
労務費						
	取外し、取付け	人工				
	分解整備	人工				
	塗装	人工				
	試運転	人工				
小計						
業務原価						
諸経費						
業務価格						

第 22 号

一 位 代 価 表

脱水機コンプレッサー用エアドライヤー修繕

1式当り

名称	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
脱水機ｺﾝﾌﾟﾚｯｻｰ用ｴｱﾄﾞﾗｲﾔｰ修繕						
材料費						
	冷凍式ｴｱﾄﾞﾗｲﾔｰ	台	1			
	ｴｱｺﾝﾋﾞﾈｰｼｮﾝ	台	2			
	配管材料	式	1			
小計						
労務費						
	取外し、取付け	人工				
業務原価						
諸経費						
業務価格						

設 計 用 紙　　羽 咋 市

名称	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要

第 23 号

一 位 代 価 表

汚泥処理制御盤ＵＰＳ取替修繕

1式当り

名　　称	形 状 ・ 寸 法	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
汚泥処理制御盤ＵＰＳ取替修繕						
材料費						
	ＵＰＳ	台	1			
労務費						
	取外し、取付け	人工				
	試運転	人工				
小計						
業務原価						
諸経費						
業務価格						

設　計　用　紙　　羽　咋　市

名　　称	形 状 ・ 寸 法	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要

第 24 号

一 位 代 価 表

島出ポンプ場水中撹拌機修繕

1式当り

名称	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
水中撹拌機修繕						
材料費						
	動力用ケーブル	本	1			
	検知用ケーブル	本	1			
	軸受	台分	1			
	羽止めボルト	個	1			
	浸水検知器	個	1			
	パッキン	台分	1			
	オイルシール	台分	1			
	メカニカルシール	台分	1			
	Oリング	台分	1			
	設 計 用 紙			羽 咋 市		
名称	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
	モーター軸受	個	2			
小計						
労務費						
	取外し、取付け	人工				
	分解整備	人工				
	塗装	人工				
	試運転	人工				
小計						
業務原価						
諸経費						
業務価格						

第 25 号

一 位 代 価 表

マンホールポンプ場ポンプ修繕

1式当り

名称	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
大川町マンホールポンプ場 №1ポンプ修繕						
材料費						
	動力用ケーブル	本	1			
	検知用ケーブル	本	1			
	メカニカルシール	台分	1			
	軸受	個	2			
	Oリング	台分	1			
	浸水検知器	個	1			
	オートカット	個	1			
	調整用パッキン	台分	1			
小計						

設 計 用 紙　　羽 咋 市

名称	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
労務費						
	取外し、取付け	人工				
	分解整備	人工				
	塗装	人工				
	試運転	人工				
小計						
輸送費						
	ユニック車（２ｔ）	回	2			
業務原価						
諸経費						
業務価格						

第 26 号

一 位 代 価 表

マンホールポンプ場ポンプ修繕

1式当り

名称	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
大川町マンホールポンプ場 №2ポンプ修繕						
材料費						
	動力用ケーブル	本	1			
	検知用ケーブル	本	1			
	メカニカルシール	台分	1			
	軸受	個	2			
	Oリング	台分	1			
	浸水検知器	個	1			
	オートカット	個	1			
	調整用パッキン	台分	1			
小計						

設 計 用 紙　　羽 咋 市

名称	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
労務費						
	取外し、取付け	人工				
	分解整備	人工				
	塗装	人工				
	試運転	人工				
小計						
輸送費						
	ユニック車（2ｔ）	回	2			
業務原価						
諸経費						
業務価格						

第　　号

一　位　代　価　表

1式当り

名　　称	形　状　・　寸　法	単位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要

設　計　用　紙　　羽　　咋　　市

名　　称	形　状　・　寸　法	単位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要

第 27 号

一 位 代 価 表

脱水汚泥分析費（溶出試験）

1式当り

名称	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
カドミウム		検体	3			1検体/年×3年
全シアン		検体	3			〃
有機燐化合物		検体	3			〃
鉛		検体	3			〃
六価クロム		検体	3			〃
ヒ素		検体	3			〃
総水銀		検体	3			〃
アルキル水銀		検体	3			〃
PCB		検体	3			〃
ジクロロメタン		検体	3			〃
四塩化炭素		検体	3			〃

設 計 用 紙　　羽 咋 市

名称	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
1.2-ジクロロエタン		検体	3			1検体/年×3年
1.1-ジクロロエチレン		検体	3			〃
シス1.2-ジクロロエチレン		検体	3			〃
1.1.1-トリクロロエタン		検体	3			〃
1.1.2-トリクロロエタン		検体	3			〃
トリクロロエチレン		検体	3			〃
テトラクロロエチレン		検体	3			〃
1.3-ジクロロプロペン		検体	3			〃
ベンゼン		検体	3			〃
チウラム		検体	3			〃
シマジン（CAT）		検体	3			〃
チオベンカルブ		検体	3			〃
セレン		検体	3			〃
前処理費		回	3			1回/年×3年
計						

第 28 号

一 位 代 価 表

脱水汚泥分析費（含有試験）

1式当り

名称	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
カドミウム		検体	3			1検体/年×3年
鉛		検体	3			〃
総水銀		検体	3			〃
ニッケル		検体	3			〃
クロム		検体	3			〃
ヒ素		検体	3			〃
含水率		検体	3			〃
前処理費		回	3			1回/年×3年
計						

設 計 用 紙　　羽 咋 市

名称	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要

第 1 号

運 転 管 理 基 準 人 工 数 量 表

種　　別	工数／回	回数／月	月工数	年工数	3ヶ年工数	備　　考
羽咋浄化センター保守点検業務						
羽咋浄化センター環境整備業務						
羽咋浄化センター日常水質検査業務						
羽咋浄化センター定期水質検査業務						
羽咋浄化センター汚泥脱水処理業務						
島出ﾎﾟﾝﾌﾟ場保守点検業務						
マンホールポンプ場保守点検業務						
事務、業務連絡等総括業務						

羽　咋　市　上　下　水　道　課

種　　別	工数／回	回数／月	月工数	年工数	備　　考

羽　咋　市　上　下　水　道　課

羽咋市公共下水道施設維持管理業務委託

仕様書

平成　２０　年　４ 月

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この仕様書は、羽咋市が設置した羽咋市公共下水道施設（以下、「処理場」という。）及び中継ポンプ場並びにマンホールポンプ場（以下、「ポンプ場」という。）の施設（以下これらの施設を総称して、「処理場等」という。）の維持管理を円滑に行い、処理場等の機能を十分に発揮し、維持管理の適正な運営を図るため、維持管理業務委託に係る仕様を定めるものである。

（業務の履行）

第２条　受託者は、処理場等の機能が十分発揮できるよう、本仕様書のほか、契約書、特記仕様書及びその他関係書類（現場説明を含む）等に基づき、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。

（業務の範囲及び業務内容）

第３条　業務委託の範囲及び業務内容は、本仕様書「第２章」に定めるとおりとする。

（業務管理）

第４条　受託者は、善良なる管理者の責任をもって、業務を履行しなければならない。

２　受託者は、労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところにより、安全衛生の管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生管理上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに監督員に連絡すること。

３　受託者は、処理場等の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し、処理場等の運転に精通するとともに、業務の履行にあたって常に問題意識を持ってこれに当たり、創意工夫し、設備の予防保全に努めること。

４　受託者は、豪雨、台風、地震その他の天災及び処理機能に重大な支障を生じた場合に備え、連絡体制を整えるとともに、常にこれに対処できるように準備すること。

（監督員の選任及び職務）

第５条　委託者は、監督員を定め、氏名その他の必要事項を書面にて受託者に通知する。監督員を変更したときも同様とする。

２　監督員の職務は、次のとおりとする。

（１）　契約の履行について現場代理人との協議

（２）　維持管理業務計画書の承諾又は協議

（３）　業務検査及び監督

（現場代理人の届出）

第６条　受託者は現場代理人を選任し、氏名その他の必要事項を書面にて委託者に通知すること。現場代理人を変更したときも同様とする。

（現場代理人の職務）

第７条　現場代理人の職務は、次のとおりとする。

（１）　現場の最高責任者として、職員の指揮，監督を行うとともに、技能の向上及び事故の防止に努めること。

（２）　契約書、仕様書、完成図書、その他関係書類により、業務の目的，内容を十分理解し、施設の機能を把握し、監督員と常に密接な連絡をとり、業務の適性かつ円滑な遂行を図ること。

（３）　設備及び管理状況を常に的確に掌握し、いかなる場合においても対処できる体制に努めること。

（有資格者）

第８条　有資格者は特記仕様書に記載するとおりとする。

（維持管理業務計画書）

第９条　受託者は、特記仕様書に定めるところにより当該年度毎に維持管理業務計画書を作成することとし、維持管理業務計画書には、次の事項について記載する。

（１）　現場組織に関すること。
　現場組織表、業務分担表、緊急時体制表

（２）　業務実施計画に関すること。
　運転監視業務計画表、設備点検業務計画表、分析業務計画表、環境整備業務計画表等

（３）　業務方法に関すること。
　業務方法・要領及び設備点検基準、分析基準、清掃基準等（周期、項目等を含む）

（４）　安全衛生管理に関すること。
　安全衛生管理対策、安全衛生管理計画表、研修計画表、安全衛生管理組織表

（５）　教育及び訓練に関すること。
　教育及び訓練の内容、実施予定表

（６）　各種報告書様式

（７）　その他必要事項

（業務実施計画書及び業務完了報告書等）

第10条　受託者は、月間の業務履行に関する計画を特記仕様書に定めるところにより委託者に提出しなければならない。なお、詳細な諸事項が必要な場合は、業務実施計画書に添付して提出すること。

２　受託者は、前項の当該月の業務実施計画に基づき業務を完了したときは、特記仕様書に定めるところにより業務完了報告書を委託者に提出しなければならない。なお、関連資料がある場合は、業務完了報告書に添付して提出すること。

３　受託者は、委託年度の業務を完了したときは、特記仕様書に定めるところにより契約業務完了報告書を委託者に提出しなければならない。なお、関連資料がある場合は、契約業務完了報告書に添付して提出すること。

（業務記録等の整備）
第11条　受託者は、業務記録など業務の履行又は確認に必要な書類を整備し、監督員が提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。ただし、受託者の機密に関する事項の場合はこの限りではない。

（業務報告書等）
第12条　受託者は、本仕様書「第３章」に定めるところにより運転監視、設備点検等、その他業務の履行に係る報告書等を提出しなければならない。

（安全管理）
第13条　受託者は、作業の実施に当たり守らなければならない安全に関する事項を定めなければならない。
（就業の制限）
第14条　労働安全衛生法で定める就業制限に係る機器の運転及び危険物の取扱いにあっては、有資格者以外の者が行ってはならない。
２　酸素欠乏危険作業、危険物取扱作業、特定化学物質等作業にあっては、有資格者のうち作業主任者を選任し、作業主任者の指示に従って作業を行うこと。

（安全教育及び訓練）
第15条　受託者は、委託業務又はその運用に従事する者に対して、処理場等施設の安全に関し必要な知識及び技能に関する教育をしなければならない。
２　受託者は、委託業務又はその運用に従事する者に対し、事故その他災害が発生したときの処置について、実地指導、訓練を行わなければならない。

（完成図書、器具等の貸与）
第16条　受託者が業務遂行上必要とする設計書、図面等（完成図書）は、委託者が貸与する。
２　受託者は、貸与品について台帳等を作成し、その保管状況を把握し、毀損，盗難，紛失等があった場合には受託者が弁償しなければならない。

（整理整頓等）
第17条　受託者は、施設建物及びその周辺について常に清掃を心がけ、不要な物品等を整理しなければならない。ただし、業務範囲外の清掃等はこれにあたらない。

（諸室等の自主管理）
第18条　受託者は、処理場の施設の一部を使用する場合には、監督員の許可を受けるとともに、受託者の責任において管理を行うこととする。また、使用期間中に受託者の責めに帰する事由により汚損等があった場合は、受託者の負担において復旧しなければならない。

（従事者の服装等）

第19条　受託者は、従事者に清潔で作業に安全な服装をさせ、受託者の社員であることを明示する従事者証等を携帯させる。

（火災の防止）

第20条　受託者は、浄化センター等の火災を未然に防止するため、火気の正確な取扱い及び後始末を徹底しなければならない。

（災害時）

第21条　受託者は、災害時に二次災害の恐れがある場合は、適切な措置を講じ、災害を未然に防止しなければならない。

（処理場等施設の一般管理）

第22条　受託者は、下水道法、労働安全衛生法等の法令、規則及び基準等その他の関係法令を遵守するとともに、業務の実施、処理場等施設の安全等について、十分注意を払わなければならない。

２　受託者は、業務履行上で必要な諸事項について、監督員と打合せ、協議等を行った場合は、その都度その内容を議事録として整理し、監督員に提出するものとする。

第２章　業務範囲及び業務内容

（業務範囲）

第23条　業務の主な内容は次のとおりとし、詳細については特記仕様書に記載するものとする。

（１）　運転監視業務

ア　処理場等施設の各種機器の運転制御

イ　処理場等施設の監視

ウ　処理場等施設の各種機器の巡視点検

エ　処理場の水質監視及び脱水機運転時の汚泥含水率測定

オ　その他業務上必要な諸作業

（２）　設備点検業務

ア　処理場等施設の設備機器（機械設備、電気設備、計装設備、建築設備等）の定期設備点検及び保守

イ　処理場等施設の各種機器の調整及び整備

ウ　処理場等施設の簡易な修理及び小塗装

エ　その他業務上必要な諸作業

オ　ア～エの結果の記録及び報告書作成

（３）　水質分析業務

ア　処理場等の運転管理上で必要となる日常的及び定期的な水質分析、汚泥分析、法定試験

イ　異常時における水質分析

ウ　分析結果の記録及び報告書作成

（４）　環境整備業務

ア　業務範囲の清掃及び整理・整頓

イ　環境整備の記録及び報告書作成

（５）　ユーティリティー調達業務

ア　処理場等で使用する設備機器等の潤滑油脂類・消耗品及び薬剤等の調達並びに管理

イ　ユーティリティー調達の記録及び報告書作成

（６）　設備修繕業務

ア　処理場等の設備・装置及び機器等の機能の回復

イ　設備修繕の記録及び報告書作成

（７）　保全管理業務

ア　施設の設備・装置及び機器等の性能及び機能を確保するために行う、保全計画の策定及び設備関連台帳の管理。

（８）　緊急時の対応

（９）　臨機の処置

（施設の運転日及び運転時間）

第24条　業務対象設備の運転時間は、毎日２４時間連続とする。

（業務形態）

第25条　受託者は、業務の履行に当たり原則として次の業務形態により行うものとする。

（１） 運転監視業務	平日日勤
（２） 設備点検業務	計画による
（３） 水質分析業務	計画による
（４） 環境整備業務	計画による
（５） ユーティリティー調達業務	計画による
（６） 設備修繕業務	計画による
（７） 緊急時対応	必要の都度
（８） 臨機の措置	必要の都度

（報　告）

第26条　前条における各業務の結果の報告内容については、別途協議して定めるものとする。

（維持管理業務要領）

第27条　受託者は、業務の履行にあたっては、第４章に定める「維持管理業務要領」により行うものとする。

第３章　業務書類等

（業務書類等）

第28条　受託者は、業務の履行に当たり次の書類を定められた期間内に提出しなければならない。

２　受託者は、契約締結後、定められた期間内に次の書類を提出しなければならない。

ア　着手届（契約締結後14日以内）

イ　現場代理人選任届（契約締結後14日以内）

ウ　業務履行計画書（契約締結後14日以内）

エ　貸与品等借用願（貸与品等を受けた日から14日以内）

オ　その他必要なもの

第29条　受託者は、委託期間中、業務の履行に当たり次の書類を定められた期間内に提出しなければならない。

２　受託者は、当該月に係る業務実施計画書として、次の各号に掲げる実施計画を前月末までに提出すること。

ア　運転監視業務実施計画

イ　設備点検業務実施計画

ウ　水質分析業務実施計画

エ　環境整備業務実施計画

オ　ユーティリティー調達業務実施計画

カ　設備修繕業務実施計画（当該月に実施する場合）

キ　その他当該月において実施を予定する業務に関する計画

３　受託者は、当該月に係る業務完了報告書として、次に掲げる報告を当該月の10日までに提出すること。

ア　当該月における業務検査願い

イ　前項アからオの業務実施計画の実績に関する報告

ウ　前項カにおいて実施した業務実績に関する報告

エ　当該月における処理場等の施設管理状況報告書

４　前項エの処理場等の施設管理状況報告書には、次に掲げるものを添付すること。

ア　当該月の処理場等の施設管理状況説明（考察・所見等）

イ　運転管理月報

ウ　水質分析月報

エ　保守点検月報告

オ　環境整備月報告

カ　ユーティリティー調達月報告

キ　設備修繕月報告（当該月に実施したとき）

ク　故障等緊急対応・措置報告

５　受託者は、当該年度終了に伴い、当該年度に係る処理場等施設管理状況報告書を当該年度終了から14日以内に提出することとし、次のものを添付すること。

ア　当該年度に係る業務検査願書
イ　当該年度の処理場等施設管理状況説明（考察・所見等）
ウ　運転管理年報
エ　水質分析年報
オ　保守点検年報告
カ　環境整備年報告
キ　ユーティリティー調達年報告
ク　設備修繕年報告
ケ　緊急等対応・措置年報告

６　受託者は、契約満了に伴い委託期間満了日から14日以内に、次の書類を提出しなければならない。
ア　契約業務完了届

（成果物）

第30条　受託者は、次の成果物を委託者に引き渡すものとする。
ア　処理場等施設管理状況報告書（当該年度）

２　成果物は、正副各１部を作成し正を委託者に納めること。
なお、製本方法などは委託者と受託者が協議して定めるものとする。

（業務検査）

第31条　受託者は、当該月、契約業務終了時に特記仕様書に定める方法により、委託者の業務完了検査を受けなければならない。

第４章　維持管理業務要領

この要領は、処理場等に係る施設の維持管理業務に関し、必要な事項を定めるものである。

（業務実施計画書）

第32条　処理場等に係る施設の維持管理業務は、特記仕様書に記載する施設設計概要等を参考に、第９条（３）に規定する業務実施計画に関する、次の各号に掲げる計画書を立案し、これに基づいて業務の履行を行うものとする。

（１）　運転監視業務計画
（２）　設備点検業務計画
（３）　水質分析業務計画
（４）　環境整備業務計画
（５）　設備修繕業務計画
（６）　ユーティリティー調達業務計画

２　計画書は、処理場等の水処理及び汚泥処理等の管理状況、設備機器の整備状況を十分把握し、立案するものとする。

３　計画書は、監督員の承諾を受けるものとする。

４　計画書を変更する必要が生じた場合は、監督員と協議しなければならない。ただし、軽微な変更はこの限りではない。

(運転監視業務の要領)

第33条　運転監視業務は、処理場等施設を安定的に維持運営していくために必要な、運転指標や各設備の運転方法及び要点(ポイント)等を定め、設備機器の制御及び監視を行うものとする。

２　運転指標や各設備の運転方法及び要点(ポイント)は、委託者が取り組む汚泥減溶化処理の方法及びその結果が明確になるまで、委託者が定める事とする。

３　運転対象範囲は、特記仕様書に記載するとおりである。

４　受託者は、設備の構造、動作特性、管理状況及び諸性能を熟知し、日常はもちろん、故障，事故時においても迅速かつ適切に処置できるよう心掛けなければならない。

（巡視点検）

第33条の２　処理場等の巡視点検は、処理状況及び設備の状況に応じて回数を定め、施設の運転状況を確認するとともに、設備等の異常の早期発見に努めなければならない。

２　巡視点検内容については、特記仕様書に定めるとおりとする。

３　巡視点検の項目等については、特に特記仕様書に定めるものを除き、受託者が自らの経験等により定めること。

（設備点検業務の要領）

第34条　処理場等の設備・装置及び機器等の性能及び機能を確保するために必要な点検・測定・調査及び法定点検を行うものとする。

２　設備点検業務の対象機器は、特記仕様書に記載するとおりである。

３　設備点検の内容・頻度は、特に特記仕様書に定めるものを除き、受託者が自らの経験等により定めること。

４　受託者は、設備機器の状態、点検結果について保守点検報告書に記録しなければならない。

５　受託者は、設備管理台帳を作成し、機器の保全歴や整備・工事等の情報を保管し、また必要時に速やかに引き出せるようにしておくこと。

また、設備情報は、常に最新の情報がわかるようにデータを更新しておかなければならない。

（水質分析業務の要領）

第35条　水質分析業務は、委託者が取り組む汚泥減溶化処理に必要な水質及び汚泥の分析と法定試験を行うものとする。

２　分析の対象項目等は、特記仕様書に記載するとおりである。

３　分析に使用する薬品類には毒劇物に該当する薬品もあるため、その取扱いには十分注意し、安全を期するとともに、薬品の在庫管理や薬品庫の施錠等により、盗難等を防止しなければならない。

４　受託者は、分析結果について分析報告書に記録しなければならない。

（１）　受託者は、各種分析データの情報を保管し、また必要時に引き出せるようにしておくこと。

（２）　薬品の使用量・在庫等について薬品管理台帳を作成するとともに、その管理状況を記録しておかなければならない。

（環境整備業務の要領）

第36条　環境整備業務は、処理場等の施設を衛生的に維持し、最適な作業環境を確保ために行うものとする。

２　環境整備業務の対象範囲等は、特記仕様書に記載するとおりである。

３　清掃などの内容・頻度等は、特記仕様書で定めるものを除き、受託者が自ら定めるものとする。

４　受託者は、その結果について環境整備報告書に記録しなければならない。

（ユーティリティー調達業務の要領）

第37条　ユーティリティー調達業務は、処理場等の運転管理に要する油脂類、消耗品、薬剤等の調達及び管理である。

２　ユーティリティー調達の対象品は、特記仕様書に記載するとおりである。

３　ユーティリティー調達は、適切な品質・規格のものを調達し、設備機器運転等に影響が出ないようにしなければならない。

４　ユーティリティー調達は、常に在庫を把握するとともに的確に調達し、在庫不足による設備機器運転等に影響が出ないようにしなければならない。
５　受託者は、納入品及び量等をユーティリティー調達報告書に記録しなければならない。

（設備修繕業務の要領）
第38条　設備修繕業務は、処理場等の設備・装置及び機器等の機能を現状又は実用上支障のない状態に回復させることである。
２　修繕の対象範囲については、特記仕様書に記載する機器等とし、契約期間の総額の上限を各年度3,000,000円とする。
３　受託者は、適切な品質及び規格品を使用し修繕にあたると共に、かかる費用については技術上支障がない限り削減を行い、可能な限りの設備・装置並びに機器等の機能回復に努めなければならない。
４　受託者は、設備修繕の結果について設備修繕報告書に記載しなければならない。

（異常時の措置）
第39条　受託者は、業務において異常を発見した場合には速やかにその原因を調査し適切な措置を講ずるとともに、現場で修復可能なものについては作業を実施し、作業終了後、写真等を添付し報告しなければならない。
２　受託者は、業務において処理場等の運営に重大な支障を及ぼすような異常を発見した場合は、監督員に報告し、協議して対処しなければならない。

第６章　その他

（経費の負担）

第40条　受託者が業務履行上で負担する経費は、特記仕様書に定めるものとする。それ以外は委託者の負担とする。

２　第39条第２項において、監督員との協議により受託者が補修工事等の復旧を行った場合、その内容が業務範囲外の時は、これに要した費用は委託者の負担とする。

（賠償責任）

第41条　契約期間中に受託者の責めにより生じた維持及び管理上の不備、誤操作等による機器等の破損及び故障等は、受託者の負担において速やかに補修、改善または取替により解決を行うものとする。ただし、設計、施工、材質及び構造上の欠陥ならびに受託者以外の者による運転管理上の不備、過失及び天災事変、不測の事故等による場合は、この限りではない。

（雑　則）

第42条　本仕様書に明記されていない事項であっても、運転操作上当然必要な業務等は、良識ある判断に基づいて行わなければならない。

２　運転等に係る資料の提出を、監督員が要求した場合は、速やかに応じなければならない。

（疑　義）

第43条　本仕様書に疑義を生じた場合、又は、仕様書に定めのない事項が生じた場合は、委託者と受託者で協議のうえ定めるものとする。

業務範囲　別表－１

主 要 設 備 一 覧

施設：島出ポンプ場

場所	機　器　名　称	形　　式	能　力　等	数量
動力・計装盤	低圧主幹盤　ＬＣ-1	低圧配電低圧盤	L1200×W600×H2350	1
	原水ポンプ盤　ＬＣ-2	低圧現場盤	L1200×W600×H2350	1
	動力制御盤　ＬＣ-3	制御盤	L1000×W600×H2350	1
	計装盤　ＫＰ	制御盤	L800×W600×H2350	1
流入・ポンプ設備	流入ゲート	電動バルコン式（外ネジ式ステンレス製角形電動ゲート）	400㎜×400㎜×400㎜×0.4ｋｗ×200V	2
	しさ破砕機	二軸差動回転型	5m3/min×3.7kw×200V	1
	水中撹拌機	立て軸噴流式撹拌機	φ50㎜×1.5kw×200V	1
	原水ポンプ	水中ポンプ着脱式	φ150㎜×吐出量2.3m3/min×揚程15m×11kw×電圧200V	2
脱臭設備	脱臭ファン	ＦＲＰターボファン	風量8m3/ｍｉｎ×静圧1800ｍｍＡｑ×回転数4790ｒｐｍ×200V	1
	活性炭吸着塔	乾式吸着塔	寸法970 W×1150 L×2900 H*処理風量8m3/min	1
付帯設備	発電機	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ式発電機（パッケージ式）	電圧220V×三相３線×周波数60Hz×力率80%×能力100KVA×出力124PS	1

施設：羽咋浄化センター

場所	機　器　名　称	形　　式	能　力　等	数量
電気・計装設備	引込盤　HP-1	高圧引込盤	L950×W2000×H2350	1
	受電盤　HP-2	高圧受電盤	L700×W2000×H2350	1
	変圧器盤　HP-3	高圧変圧器盤	L1200×W2000×H2350	1
	切替ＳＣ盤　LP-1	高圧コンデンサ盤	L900×W2000×H2350	1
	動力分電盤　LP-2	低圧分電盤	L1000×W2000×H2350	1
	照明変圧器盤　LP-3	低圧照明配電盤	L800×W2000×H2350	1
	直流電源装置　DC	蓄電池盤	L1000×W1300×H2350	1
	無停電電源装置　INV	電圧形サイリスタインバーター盤	L850×W1300×H2350	1
	ＣＣ盤	両面形ｺﾝﾄﾛｰﾙｾﾝﾀｰ盤	L2400×W700×H2350	1
	ＣＣ盤	両面形ｺﾝﾄﾛｰﾙｾﾝﾀｰ盤	L1800×W700×H2350	1
	№３撹拌機VVVF盤　VVVF-1-A	低圧ＶＶＶＦ盤	L850×W800×H2350	1
	№４撹拌機VVVF盤　VVVF-1-B	低圧ＶＶＶＦ盤	L850×W800×H2350	1
	水処理工業計器盤	記録計（ペン）	L1000×W800×H2000	1
	汚泥処理工業計器盤	記録計（ペン）	L1000×W800×H2000	1
流入設備	北部ポンプ井		幅3.0m×長3.0m×深4.85m	1
	揚水ポンプ	水中ポンプ着脱式	φ80㎜×吐出量1.0m3/min×揚程11m×5.5kw×電圧200V	3
	分配槽可動堰	角形外ねじ式	寸法500㎜×300㎜×揚程300㎜	2

施設：羽咋浄化センター

場所	機　器　名　称	形　　式	能　力　等	数量
反応槽設備	１系オキシデーションディッチ	馬蹄形	幅5.00m×長215m×深2.5m	1
	２系オキシデーションディッチ	馬蹄形	幅5.00m×長198m×深2.8m	1
	横軸撹拌機	横軸撹拌ローター	φ1000mm×L4125mm　1690～100rpm×22kw×200V	2
	縦軸撹拌機	縦軸型機械式曝気装置	φ2300mm　1770～160 rpm×22kw×200V	2
終沈設備	１系最終沈殿池	方形	辺長17.0m×有効水深2.5m	1
	２系最終沈殿池	円形	内径21.0m×有効水深3.5m	1
	№１終沈掻寄機	中央駆動支柱形汚泥掻寄機	□17000×H3000mm×0.75kw×200V	1
	№２終沈掻寄機	中央駆動支柱形汚泥掻寄機	φ21000×3500mm×0.4kw×200V	1
	終沈パイプスキマー	パイプ形手動式		1
	給水ユニット	自動給水ユニット	φ32mm×80L/min×14.5m×0.4kw×200V	1
	１系返送汚泥ポンプ	片吸込スクリュー付汚泥ポンプ（インバーター制御）	φ150mm×1.9m3/min×3.0m×3.7kw×200V	2
	２系返送汚泥ポンプ	片吸込スクリュー付汚泥ポンプ	φ150mm×1.9m3/min×3.0m×3.7kw×200V	2
	余剰汚泥ポンプ	クロレス型無閉塞汚泥ポンプ	φ80mm×0.3m3/min×4.0m×1.5kw×200V	2
滅菌・放流設備	砂ろ過器	移床式上向流連続砂ろ過器	直径φ1,800mm×高5,050mm×能力25m3/h	1
	ろ過原水ポンプ	横軸片吸込渦巻ポンプ	φ65mm×0.45m3/min×5m×1.5kw×200V	2
	空気圧縮機	オイルフリーベビコン	235ﾘｯﾄﾙ/min×5.5kg/cm3×2.2kw×200V	2
	塩素混和池		幅2.5m×長17.6m×深2.5m	1
汚泥濃縮設備	濃縮槽	重力式	径5.0m×深3.0m	1
	濃縮汚泥掻寄機	中央駆動懸垂形汚泥掻寄機	φ 5000 mm×H 3000mm×0.4kw×200V	1
	濃縮汚泥引抜ポンプ	ディステイングレータ	φ150mm×65mm×0.3m3/min×6m×3.7kw×200V	2
	貯留槽		幅9.0m×長8.0m×深3.0m	1
	汚泥貯留槽撹拌機	水中ミキサー	適用水深　0.8 m～40 m 2.5kw×200V	1
脱水機設備	ベルトプレス脱水機	ベルトプレス式	有効ろ布幅2m×ろ布速度（重力）0-8.3m/min×ろ布速度（圧搾）0-3.6m/min	1
	薬品溶解タンク	立形円筒槽	φ1500×H2500 mm×3.5m3	2
	汚泥供給ポンプ	一軸ネジ式	φ100mm×12～2m3/min×20mAq×7.5～0.58kw×200V	2
	薬品供給ポンプ	一軸ネジ式	φ20mm×12～2ﾘｯﾄﾙ/min×20mAq×0.4～0.03kw×200V	2
	ケーキ移送コンベヤ	3ｷｬﾘﾛｰﾗ式ﾍﾞﾙﾄｺﾝﾍﾞﾔ	輸送料 22 t×輸送速度 24 m/min×1.5kw×200V	1
	空気圧縮機	オイルフリーベビコン	400ﾘｯﾄﾙ/min×11kg/cm3×3.7kw×200V	2
	ケーキ貯留ホッパ	角形電動カットゲート式	容量 10m3×0.75kw×200V	1
	自動給水ユニット		235ﾘｯﾄﾙ/min×45 mAq	1
	ＭＳ型多段渦巻きポンプ	ＭＳ型多段渦巻ポンプ	φ100mm×65×0.45m3/min×45m×7.5kw×200V	2
	脱臭ファン	ＦＲＰターボファン	風量30m3/ｍｉｎ×静圧180mmＡｑ×回転数3790ｒｐｍ	1
	活性炭吸着塔	活性炭吸着塔	寸法1600 W×3500 L×3300 H*処理風量30m3/min	1

施設：マンホールポンプ場

場所	機　器　名　称	形　　式	能　力　等	数量
マンホールポンプ場	川原マンホールポンプ場	水中ポンプ着脱式	φ80㎜×1.06m3/min×6.2m×3.7kw×200V	2
	大川マンホールポンプ場	水中ポンプ着脱式	φ80㎜×0.4m3/min×8.5m×3.7kw×200V	2
	釜屋マンホールポンプ場	水中ポンプ着脱式	φ80㎜×0.4m3/min×12m×5.5kw×200V	2
	的場マンホールポンプ場	水中ポンプ着脱式	φ80㎜×0.353m3/min×11.1m×5.5kw×200V	2
	東川原マンホールポンプ場	水中ポンプ着脱式	φ150㎜×2m3/min×18m×11kw×200V	2
	東的場マンホールポンプ場	水中ポンプ着脱式	φ150㎜×1.848m3/min×10.2m×7.5kw×200V	2
	立開マンホールポンプ場	水中ポンプ着脱式	φ80㎜×0.7m3/min×3.6m×1.5kw×200V	2
	鶴多マンホールポンプ場	水中ポンプ着脱式	φ100㎜×1.548m3/min×6.4m×5.5kw×200V	2
	兵庫マンホールポンプ場	水中ポンプ着脱式	φ65㎜×0.25m3/min×13m×3.7kw×200V	2
	兵庫第１マンホールポンプ場	水中ポンプ着脱式	φ80㎜×0.87m3/min×10.2m×5.5kw×200V	2
	兵庫第２マンホールポンプ場	水中ポンプ着脱式	φ80㎜×0.635m3/min×4.4m×1.5kw×200V	2
	兵庫西マンホールポンプ場	水中ポンプ着脱式	φ40㎜×0.08m3/min×8m×1.5kw×200V	2
	兵庫南マンホールポンプ場	水中ポンプ着脱式	φ100㎜×1.15m3/min×9.8m×5.5kw×200V	2
	御坊山マンホールポンプ場	水中ポンプ着脱式	φ65㎜×0.282m3/min×5.4m×1.5kw×200V	2
	千里浜マンホールポンプ場	水中ポンプ着脱式	φ100㎜×1.685m3/min×4.6m×3.7kw×200V	2
	粟生マンホールポンプ場	水中ポンプ着脱式	φ65㎜×0.353m3/min×20.2m×7.5kw×200V	2
	粟生北マンホールポンプ場	水中ポンプ着脱式	φ80㎜×0.60m3/min×18.2m×7.5kw×200V	2
	粟生南マンホールポンプ場	水中ポンプ着脱式	φ80㎜×0.238m3/min×3.2m×1.5kw×200V	2
	新保第１マンホールポンプ場	水中ポンプ着脱式	φ80㎜×0.354m3/min×5.0m×1.5kw×200V	2
	新保第２マンホールポンプ場	水中ポンプ着脱式	φ80㎜×0.354m3/min×7.1m×2.2kw×200V	2
	新保第３マンホールポンプ場	水中ポンプ着脱式	φ80㎜×0.199m3/min×4.9m×1.5kw×200V	2
	新保南マンホールポンプ場	水中ポンプ着脱式	φ80㎜×0.354m3/min×6.2m×1.5kw×200V	2
	新保東マンホールポンプ場	水中ポンプ着脱式	φ65㎜×0.354m3/min×4.9m×1.5kw×200V	2
	石野マンホールポンプ場	水中ポンプ着脱式	φ100㎜×1.59m3/min×5.6m×5.5kw×200V	2
	三ツ屋マンホールポンプ場	水中ポンプ着脱式	φ80㎜×0.2m3/min×4.2m×1.5kw×200V	2
	南中央マンホールポンプ場	水中ポンプ着脱式	φ40㎜×0.08m3/min×7.0m×1.5kw×200V	1
	太田マンホールポンプ場	水中ポンプ着脱式	φ80㎜×0.984m3/min×5.8m×3.7kw×200V	2
	太田第２マンホールポンプ場	水中ポンプ着脱式	φ80㎜×0.984m3/min×6.9m×3.7kw×200V	2
	柳田1号マンホールポンプ場	水中ポンプ着脱式	φ80㎜×0.48m3/min×3.1m×1.5kw×200V	2
	柳田2号マンホールポンプ場	水中ポンプ着脱式	φ80㎜×0.366m3/min×20.5m×11kw×200V	2
	一ノ宮１号マンホールポンプ場	水中ポンプ着脱式	φ100㎜×1.414m3/min×18.3m×11kw×200V	2
	一ノ宮２号マンホールポンプ場	水中ポンプ着脱式	φ80㎜×0.954m3/min×7.0m×3.7kw×200V	2
	一ノ宮３号マンホールポンプ場	水中ポンプ着脱式	φ80㎜×0.354m3/min×7.3m×2.2kw×200V	2
	滝マンホールポンプ場	水中ポンプ着脱式	φ80㎜×0.354m3/min×6.0m×1.5kw×200V	2
	西北台マンホールポンプ場	水中ポンプ着脱式	φ80㎜×0.199m3/min×27.8m×7.5kw×200V	2

別表－２

調 整 及 び 交 換 の 対 象 機 器 及 び 内 容

島出ポンプ場

設備区分	機器名称	交換内容
脱臭設備	脱臭ファン	Ｖベルト交換
建築付帯	ポンプ場内	蛍光灯交換

羽咋浄化センター

設備区分	機器名称	交換内容
水処理設備	№１.2.3.4返送汚泥ポンプ	Ｖベルト交換
	№１.2余剰汚泥ポンプ	Ｖベルト交換
放流設備	№１.2空気圧縮機	Ｖベルト交換
汚泥処理設備	№１.2汚泥供給ポンプ	Ｖベルト交換
	№１.2薬品供給ポンプ	Ｖベルト交換
	脱臭ファン	Ｖベルト交換
	ベルトプレス脱水機	フィードボックスゴム交換
中央監視室	帳票印字用印字用プリンター	インクリボンカートリッジ交換
	帳票印字用印字用プリンター	帳票連続用紙交換
	工業計器盤記録計	チャート紙交換
建築付帯	水処理棟	蛍光灯交換
	塩素混和室	蛍光灯交換
	本館	蛍光灯交換
	汚泥棟（脱水機室、ホッパー室）	蛍光灯交換

別表－３

水 質 分 析 項 目 及 び 頻 度

１．日常試験：実施回数は項目により異なるため備考欄に記載　　【 】は試料採取系列数

	流入下水		ｵｷｼﾃﾞｰｼｮﾝ・ﾃﾞｨｯﾁ【２】		最終沈殿池【２】		放流水【１】				備　考
項目			水温 pH SV_{30} MLSS ｱﾝﾓﾆｱ性窒素 亜硝酸性窒素 硝酸性窒素	 F E E E	透視度		透視度 SS	 F・M			週３回 Ｆ はろ紙法 Ｍ はモニター確認
							残留塩素	※			※は平日のみ実施

２．定期試験：実施回数は項目により異なるため備考欄に記載、一部外注にて行う　　【 】は試料採取系列数

	流入水（島田ポンプ場）【１】		ｵｷｼﾃﾞｰｼｮﾝ・ﾃﾞｨｯﾁ【２】		最終沈殿池【２】		放流水【１】				備　考
項目	水温 透視度 pH SS COD BOD		MLSS		RSSS		水温 pH SS COD BOD				週１回
			MLVSS 生物試験	 (可)			大腸菌群数 全窒素	(外) (外)			月２回 (外) は外注 （可）は可能ならば

３．汚泥試験　：　実施回数は項目により異なるため備考欄に記載

	濃縮引抜き汚泥【１】		貯留槽汚泥【１】		脱水ケーキ【１】						備　考
項目			汚泥濃度	E	含水率	E					稼働日 Eは水分計

４．法定試験（放流水）及び敷地境界線悪臭物質測定：実施回数は項目により異なるため備考欄に記載　　【 】は試料採取系列数

	放流水【１】		備　考
項目	n-ヘキサン抽出物質[1] アンモニア性窒素 ＮＯx		放流水：月２回
	フェノール類[1]	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	放流水：年２回
	銅[1]	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	
	亜鉛[1]	四塩化炭素	
	鉄（溶解性）[1]	1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	
	マンガン（溶解性）[1]	1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	
	クロム[1]	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	
	カドミウム[2]	1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	
	シアン[2]	1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	
	有機りん[2]	1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	
	鉛[2]	チウラム	
	六価クロム[3]	シマジン	
	ヒ素[2]	チオベンカルブ	
	総水銀	ベンゼン	
	アルキル水銀[3]	セレン[2]	
	ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾌｪﾆｰﾙ	フッ素[2]	
	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	ホウ素[2]	

環境計測【１】	備　考
ｱﾝﾓﾆｱ	年１回
ﾒﾁﾙﾒﾙｶﾌﾟﾀﾝ	
硫化水素	
硫化メチル	
二硫化メチル	

[1)] ： 含有量　[2)] ： 及びその化合物　[3)] ： 化合物

別表－３

５．法定試験（脱水汚泥）：実施回数は備考欄に記載

	脱水ケーキ溶出試験	脱水ケーキ含有試験	備　　考
項目	アルキル水銀化合物 水銀又はその化合物 ｶﾄﾞﾐｳﾑ又はその化合物 鉛又はその化合物 有機リン化合物 六価クロム化合物 砒素又はその化合物 シアン化合物 ＰＣＢ トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四塩化炭素 1.2-ジクロロエタン 1.1-ジクロロエチレン シス1.2-ジクロロエチレン 1.1.1-トリクロロエタン 1.1.2-トリクロロエタン 1.3-ジクロロプロペン チウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン セレン及びその化合物	ｶﾄﾞﾐｳﾑ又はその化合物 鉛又はその化合物 砒素又はその化合物 水銀又はその化合物 ニッケル クロム 含水率	年１回

別表-４

環 境 整 備 対 象 範 囲 及 び 頻 度 等

施設：島出ポンプ場

棟	階	対 象 場 所	面積(㎡)	材 質	対 象 範 囲	頻 度
島出ポンプ場	1	脱臭機室	19.0	コンクリート	床面清掃	１２回／年
		自家発室清掃	19.0	コンクリート	床面清掃	１２回／年
		電気室清掃	25.0	コンクリート	床面清掃	１２回／年
	B１	地下ポンプ室清掃	61.0	コンクリート	床面清掃	１２回／年

施設：羽咋浄化センター

棟	階	対 象 場 所	面積(㎡)	材 質	対 象 範 囲	頻 度
管理本館	1	電気室	103.0	コンクリート（床塗料）	床面清掃	４回／年
	2	監視室	79.0	Ｐタイル	床面清掃	５２回／年
汚泥処理棟	2	脱水機室清掃	84.0	コンクリート	床面清掃	１２回／年
	1	脱臭機室清掃	71.0	コンクリート（床塗料）	床面清掃	６回／年
		ホッパー室清掃	27.0	コンクリート	床面清掃	１２回／年
	B１	汚泥棟地下機械室清掃	67.0	コンクリート（床塗料）	床面清掃	６回／年
水処理棟	1	１系撹拌機室清掃	75.0	コンクリート	床面清掃	６回／年
		２系撹拌機室清掃	150.0	コンクリート	床面清掃	６回／年
	B１	地下機械室清掃	149.0	コンクリート	床面清掃	６回／年
		階段清掃	10.0	コンクリート	床面清掃	６回／年
塩素混和室	1	１階清掃	63.0	コンクリート	床面清掃	１２回／年
	B１	地下清掃	32.0	コンクリート	床面清掃	１２回／年
		階段清掃	9.0	コンクリート	床面清掃	１２回／年

別表－５

ユーティリティー調達対象一覧

区　分	品　名	仕　様	備　考
水質試薬	過マンガン酸カリウム溶液	16　本/年	
	シュウ酸ナトリウム溶液	11　本/年	
	硫酸	11　本/年	
	アンモニア性窒素発色試薬　A	1　本/年	
	アンモニア性窒素発色試薬　B	1　本/年	
	亜硝酸性窒素発色試薬	1　本/年	
	硝酸性窒素発色試薬	1　本/年	
	アクアチェック　A	2　箱/年	
	アクアチェック　B	2　箱/年	
	その他水質検査に必要な試薬		
水質試験用	ガラス繊維ろ紙　GS-25	6　箱/年	
	共栓メスシリンダー　500ｍｌ	1　本/年	
	その他水質検査に必要な消耗品		
現場用消耗品	記録計チャート紙	6　箱/年	
	帳票用紙 PLUS WF-1512	2　箱/年	
	その他必要な消耗品		
油脂類	ギアオイル　　＃220	2　缶/年	
	ギアオイル　　＃460	2　缶/年	
	タービンオイル　＃46	1　缶/年	
	その他必要な油脂類		
塩素	固形塩素	1,100　kg/年	
燃料	ガソリン（エンジンポンプ用）	20　L/年	
	軽油（島出ポンプ場自家発用）	100　L/年	
高分子凝集剤	高分子凝集剤	900　kg/年	
濾布洗浄剤	ろ布洗浄剤	20　kg/年	
脱水汚泥消臭剤	脱水汚泥マスキング剤	18　L/年	
マンホールポンプ場油分散剤	油分散剤	20　本/年	
島出ポンプ場脱臭剤	脱臭剤	350　kg/年	平成20年度分
島出ポンプ場脱臭剤	脱臭剤	1,320　kg/年	平成21年度分

別表－６

設　備　修　繕　対　象　一　覧

平成２０年度

施設	設　備	機　器	内　　容
島出ポンプ場	流入設備	№２原水ポンプ	内部点検・ﾒｶﾆｶﾙｼｰﾙの交換・軸受交換を含めたｵｰﾊﾞｰﾎｰﾙ
羽咋浄化センター	最終沈殿池設備	№１返送汚泥ポンプ	インバータ用モーター取替修繕
		№２返送汚泥ポンプ	インバータ用モーター取替修繕
	汚泥脱水設備	№１脱水機	内ろ布取替修繕
			外ろ布取替修繕
		水分計取替修繕	水分計取替修繕
	給水・揚水設備	上向流式砂ろ過器	エアーバルブ取替修繕
		№１ろ過原水ポンプ修繕	内部点検・ｸﾞﾗﾝﾄﾞﾊﾟｯｷﾝの交換・軸受交換を含めたｵｰﾊﾞｰﾎｰﾙ
		№２ろ過原水ポンプ修繕	内部点検・ｸﾞﾗﾝﾄﾞﾊﾟｯｷﾝの交換・軸受交換を含めたｵｰﾊﾞｰﾎｰﾙ
	ＩＮＶ盤	№４撹拌機インバーター盤冷却ファン	冷却ファンモーター軸受け交換

平成２１年度

施設	設　備	機　器	内　　容
島出ポンプ場	流入設備	№１破砕機	内部点検・軸受・消耗品の交換を含めたｵｰﾊﾞｰﾎｰﾙ
羽咋浄化センター	水処理設備	№２撹拌機ＶＳモーター	内部点検・軸受・消耗品の交換を含めたｵｰﾊﾞｰﾎｰﾙ
		撹拌機室搬入用扉	撹拌機室搬入用扉取替修繕
		№１給水ポンプ	給水ポンプ取替修繕
	濃縮設備	濃縮汚泥掻寄機	内部点検・軸受・消耗品の交換を含めたｵｰﾊﾞｰﾎｰﾙ

平成２２年度

施設	設　備	機　器	内　　容
島出ポンプ場	流入設備	水中撹拌機	内部点検・ﾒｶﾆｶﾙｼｰﾙの交換・軸受交換を含めたｵｰﾊﾞｰﾎｰﾙ
マンホールポンプ場	流入設備	大川町マンホールポンプ場№１ポンプ	内部点検・ﾒｶﾆｶﾙｼｰﾙの交換・軸受交換を含めたｵｰﾊﾞｰﾎｰﾙ
		大川町マンホールポンプ場№２ポンプ	内部点検・ﾒｶﾆｶﾙｼｰﾙの交換・軸受交換を含めたｵｰﾊﾞｰﾎｰﾙ
羽咋浄化センター	水処理設備	№１終沈汚泥掻寄機サイクロ減速機	内部点検・軸受・消耗品の交換を含めたｵｰﾊﾞｰﾎｰﾙ
		№２終沈汚泥掻寄機サイクロ減速機	バッテリー、冷却ファン取替修繕
	脱水設備	エアードライヤー	エアードライヤー取替修繕
	計装設備	ミニＵＰＳ	バッテリー、冷却ファン取替修繕

業務範囲　別図－１

施設：羽咋浄化センター

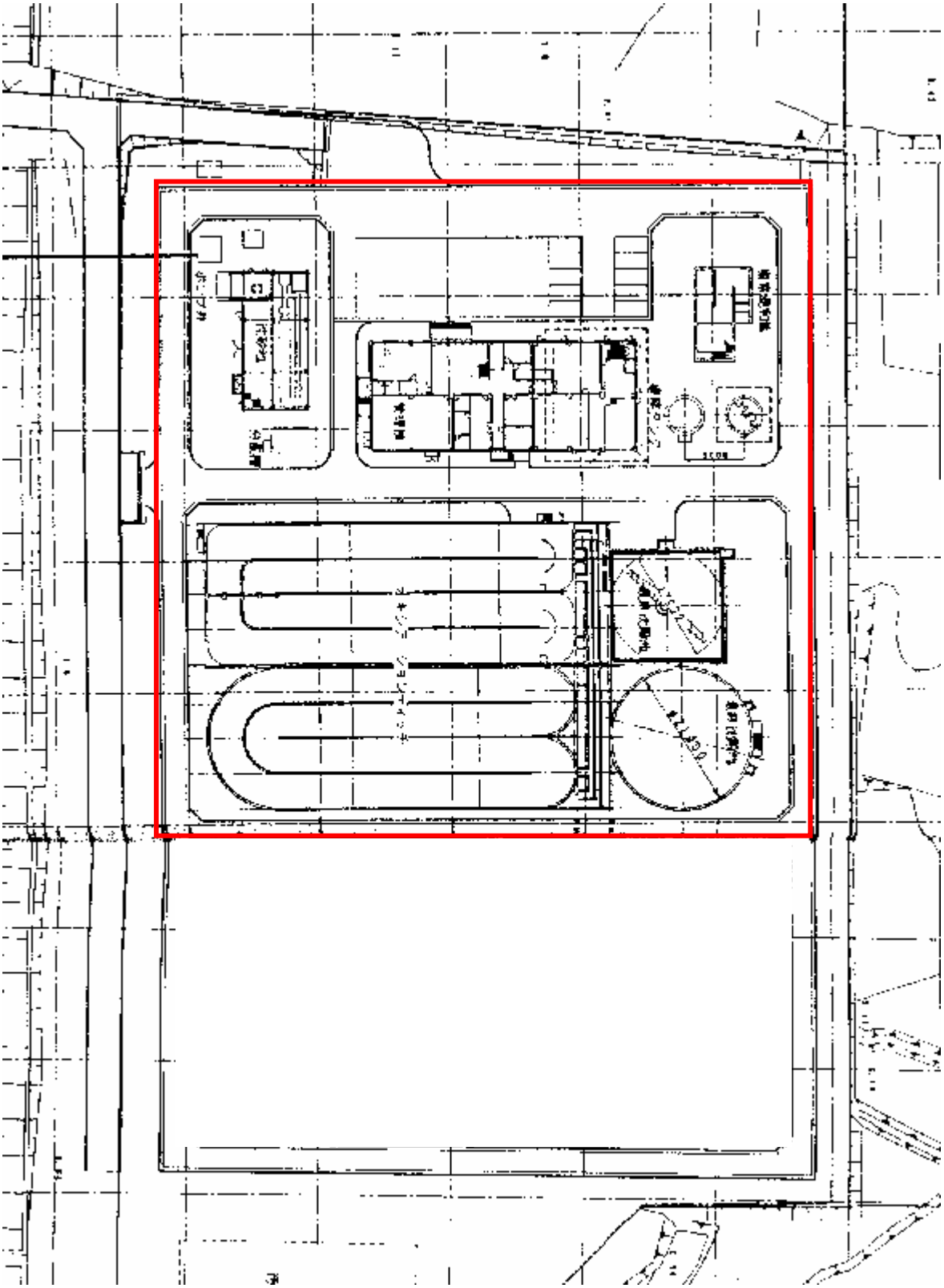

業務範囲　別図－１
施設：島出ポンプ場

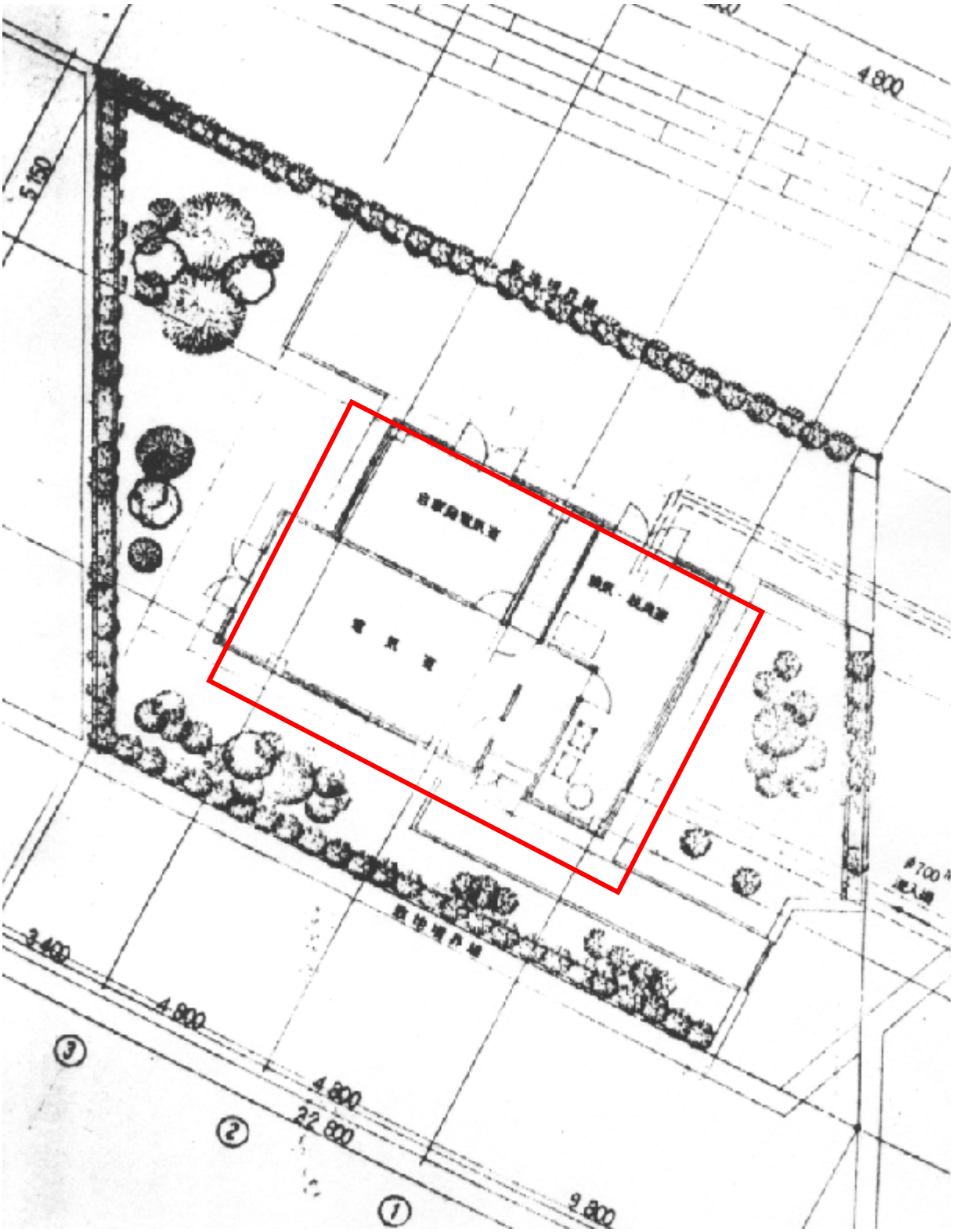

別図－２

羽咋浄化センター採水箇所

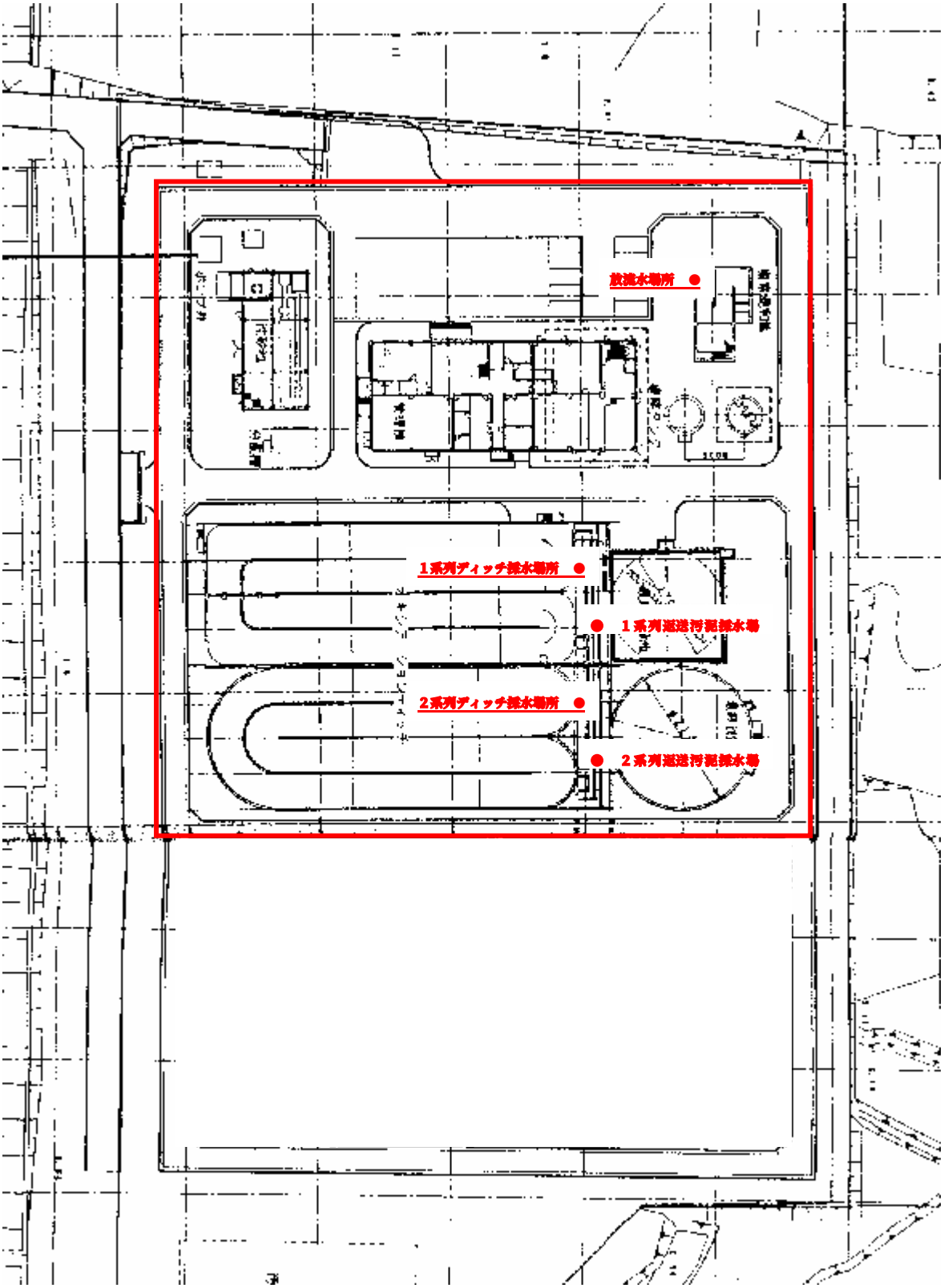

別図－２

島出ポンプ場採水箇所

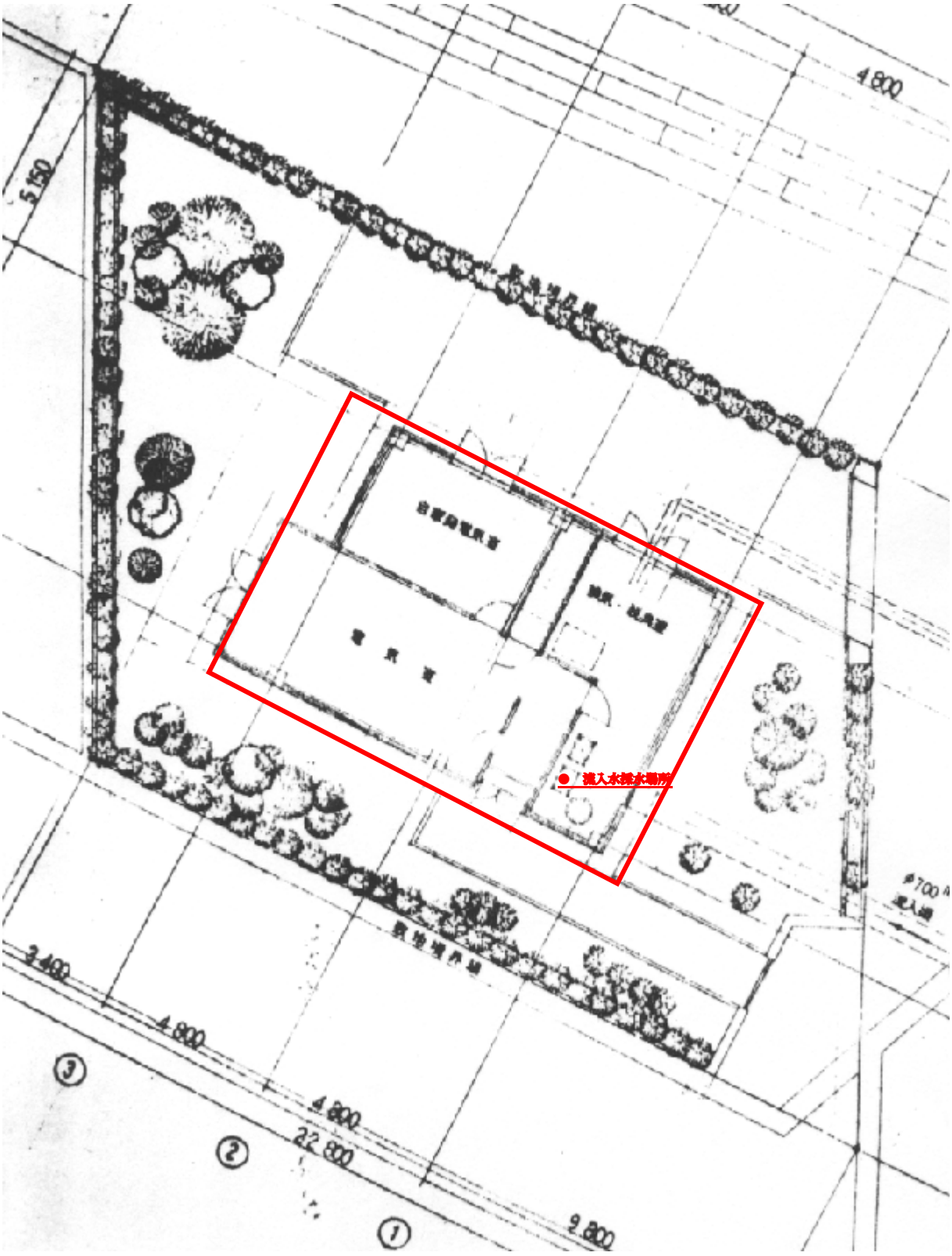

羽咋市公共下水道施設維持管理業務委託

特記仕様書

平成　２０　年　４ 月

(目　的)

第１条　この特記仕様書は、「羽咋市公共下水道施設運転管理業務委託仕様書」について、特に必要な事項を定めることにより、業務の円滑な遂行を図ることを目的とする。

(施設設計概要)

第２条　仕様書第 32 条に係わる、処理場の施設設計概要は次のとおりである。

（１）流入方式　　：分流式
（２）処理方式　　：オキシデーションディッチ法
（３）現有処理能力　：5,500m³／日最大
（４）汚泥処理方式
　　濃縮方式　　：重力濃縮
　　脱水方式　　：ベルトプレス
（５）放流先　　：羽咋川
（６）計画水質

	流入水質(mg/L)	放流水質(mg/L)	除去率(%)
ＢＯＤ	２３０	１５	９３.０
ＳＳ	１８０	４０	７７.８

（有資格者）

第３条　仕様書第８条第に定める有資格者は次のとおりである。

（１）下水道法第22条２項の有資格者
（２）第１種電気工事士
（３）危険物取扱作業者主任者乙種第４類
（４）酸素欠乏危険作業主任者
（５）特定化学物質等取扱者
（６）玉掛け技能者
（７）その他業務遂行に必要な資格者

(維持管理業務計画書の要領)

第４条　仕様書第９条の「維持管理業務計画書」の作成要領は、次のとおりとすること。

（１）維持管理業務計画書は、日本工業規格A版により作成し、原則として A4 または A3 用紙とすること。
（２）維持管理業務計画書を構成する各諸事項の作成要領は、次のとおりとすること。
　ア　「現場組織に関すること」は、維持管理業務を遂行する上で必要な組織及び

体制について、現場組織，業務分担，緊急時体制、その他業務の履行に要する組織・体制を、その目的と系統及び分担等が明確に把握できるよう記載すること。

イ　「業務実施計画に関すること」は、下水処理施設を維持管理するうえで必要な設備点検，水質分析等について、年間を通じて各業務計画が把握できるよう記載すること。

ウ　「業務方法に関すること」は、処理場等施設を安定的に維持運営していくための設備点検の内容・点検頻度・点検要領，分析の内容・頻度、設備機器毎の点検内容・点検頻度・点検要領、清掃の内容・清掃頻度・清掃要領、除草等の内容・頻度・方法、物品管理の方法，要領等その他の必要な事項について、具体的に記載すること。

エ　「安全衛生管理に関すること」は、事故，災害等を未然に防止し、安全に委託業務を遂行するための安全衛生管理に係る作業基準，安全衛生に関する計画及び組織体制について、基準、要領、計画等を具体的に記載すること。

オ　「教育・訓練に関すること。」は、受託者として運転操作，設備管理等の知識・技術の向上，経済的な業務運営を図るための手法などについて、教育・研修及び訓練の内容、実施計画等について記載すること。

カ　「各種報告書様式」は、契約書、仕様書及び特記仕様書等で報告義務を課せられている報告書及び監督員が要求する報告書等のほか、業務上必要と思われるものについて様式を作成する。

２　維持管理業務計画書は、処理場等の水処理及び汚泥処理等の管理状況、設備機器の整備状況を十分把握し、立案するものとする。

３　維持管理業務計画書は、監督員の承諾を受けるものとする。

４　維持管理業務計画書を変更する必要が生じた場合は、監督員と協議しなければならない。

(業務実施計画書等の要領)

第５条　仕様書第 10 条第１項、第２項、第３項、第４項に定める業務実施計画書、業務完了報告書、処理場等施設管理状況報告書、契約業務完了報告書に記載する内容等は、次のとおりとし、できるだけ簡潔に記載するとともに統一的にまとめ、必要に応じて資料等を添付すること。なお、書類は原則として A4 または A3 用紙とすること。

（１）　業務計画書の記載事項は、次のとおりとし各業務別に列記すること。

ア　対象業務名称

イ　年月度の記載

ウ　日毎に計画した事項及び内容

エ　運転計画、水質分析計画、設備点検計画等の業務計画

オ　その他必要な事項

（２）業務完了報告書は、業務実施計画書で計画した諸事項に対してその実績が明らかになるよう記載すること。

ア　業務実施計画書で記載した事項のほか、日毎に計画した事項と実績及び内容
イ　その他必要な事項
ただし、委託者が必要ないと認めた書類については除く。

（３）処理場等施設管理状況報告書は、運転管理業務計画書で計画した諸事項に対してその実績が明らかになるよう記載すること。
ア　運転管理業務計画書で記載した事項のほか、月毎に計画した事項と実績及び内容
イ　その他必要な事項
ただし、委託者が必要ないと認めた書類については除くものとする。

（４）　契約業務完了報告書は、当該年度における処理場等施設管理状況報告書をもって、これに代えるものとする。
ただし、委託者が必要ないと認めた書類については除くものとする。

(業務範囲)

第６条　仕様書第 23 条に定める業務範囲は、別図－１、別表－１に示す施設及び設備・装置及び機器及び業務内容等である。

(業務完了検査)

第７条　仕様書第 31 条に規定する業務検査は、次項に記載する方法により行うものとする。

２　当該月、当該年度及び契約業務完了検査
ア　各検査は委託期間の最終月における当該月の検査及び当該年度の検査は、契約業務完了に伴う検査と併せて行うことができるものとする。
イ　受託者は業務検査を受けるときは、当該月にあっては仕様書第 29 条第３項の書類を、当該年度の終了時にあっては同第 29 条第５項の書類を、契約業務完了にあっては同第 29 条第６項の書類を準備しなければならない。
ウ　受託者は業務検査を受けるときは、当該月の場合は 10 日前まで、当該年度及び契約業務完了の場合は 14 日前までに、それぞれ委託者に通知しなければならない。

３　前項の検査は、次に記載する方法により行うものとする。
ア　当該月における検査は、仕様書第 29 条第２項各号の業務実施計画と同第 29 条第３項イ及びウについて照合・確認を行い、第 29 条第２項アからキについて第29条第３項イ及びウを満たし不履行がないこと、及び第29条第３項エ(第 29 条第４項アからク含む）の書類が完備していることをもって合格とする。
なお、第 29 条第２項から第４項の業務書類により確認できないものがある場合は、現場確認を合わせて行うものとする。
イ　当該年度における検査は、仕様書第 29 条第５項アからケについてその内容及び書類について照合・確認を行い、第 29 条第５項アからケの全てを満たしていることをもって合格とする。第 29 条第５項アからケにより確認できないものがある場合は、現場確認を合わせて行うものとする。

ウ　契約業務完了における検査は、仕様書第 29 条第６項アについてその内容及び書類について照合・確認を行い、第 29 条第６項アの全てを満たしていること、及び委託期間中の全ての検査に合格していることをもって合格とする。なお、第 29 条第６項アにより確認できないものがある場合は、現場確認等の方法により行うものとする。

４　前項イ及びウの検査に合格したときは、受託者は成果物を委託者に引き渡すものとする。

５　前第３項に規定する検査方法のうち、委託者が特に認めた事項については、検査を省略することができるものとする。

６　各業務検査は、受託者が立ち会いのもと行うものとする。

７　第２項に規定する検査に要する経費は、委託者及び受託者がそれぞれ負担する。

(運転業務)

第８条　仕様書第 33 条第３項に規定する運転管理の対象は、別図－１、別表－１に示す設備及び機器である。

（巡視点検）

第９条　仕様書第 33 条の２第２項に規定する巡視点検は、以下のとおりである。

（１）　巡視点検は、その性質上運転操作の一つとして行い、原則として日常運転状態を継続しながら計器類又は人間の五感によりその状況における設備機器の異常の有無を確認できる点検とする。

（２）　巡視点検は、一日定時に定められた順路により施設全体の点検を行い、異常があるときは速やかに処置を講じ、故障及び事故などを未然に防止できるようにする。

（３）　尚、回数及び時間帯は、運転操作担当者が業務に必要な施設状態を把握でき又効率的な運用を考慮して、受託者の経験等により決定する。

（４）　点検内容は、受託者の経験及び知識により一定の点検要領及び基準を定めて行う。

２　第１項の点検結果については、その結果が明瞭に解るよう記号等を定め報告書に記載すること。

（設備点検業務）

第 10 条　仕様書第 34 条の第２項に規定する設備点検は、別表－１に示す機器について、設備、装置及び機器等の性能・機能等の確保できるよう点検するとともに、設備機器の重要度及び故障発生頻度回数、目的、設置環境を考慮して行い、一定の基準に基づいて行う。

２　定期点検の実施は、以下のとおりとする。

（１）　定期点検は、一定の周期を定め計画的に行い、施設保全の主体をなすことができるようにする。

（２）　設備機器の性能及び機能の確認について、日常運転状態では点検できない内容に

ついて行うものとし、必要に応じて計測器等を用いて性能又は機能を確認するとともに、予防診断により適切な早期対応や故障防止が図れるようにすること。また、異常があるときは速やかに原因の調査・測定を行う。

（３） 消耗品等の交換については、物品の管理が適切に行えるようにする。

（４） 危険な場所の作業は、必要な安全措置を講じ事故の防止に努める。

（５） 設備機器を停止して行う場合は、停止の安全策を講じるとともに職員等への連絡を徹底する。

（６） 点検により開放した箇所は安全を確認し、復旧する。

（７） 点検終了後は、周囲の清掃を行い、常に清潔にしておく。

（調整及び整備）

第11条　仕様書第23条（２）のイに規定する調整及び整備とは、各機器が正常に動作するように次の調整及び整備を実施するものとする。

（１） 各機器等の消耗品の交換。

（２） 各機器等のオイルの交換。

（３） 各機器等のグリースアップ。

（４） 制御に関する発信器の点検及び調整。

（５） 各池及び槽の流入量の調整。

２　調整及び整備の対象機器及び報告の内容は、以下のとおりとする。

（１） 調整及び整備とは、別表－２掲げる部品又は消耗品の交換及び調整をいう。

（２） 対象機器とは、別表－１の設備機器をいう。

（３） 調整及び整備については、各機器取扱説明書に基づいて実施すること。

（４） 調整及び整備を行った場合は、次の事項・内容を記載した報告書を提出すること。

ア　報告書上段には、監督員検印欄を設けること。なお、検印欄の数量及び部署等については、監督員と協議して決める。

イ　事業者名、統括責任者及び実施者名、タイトル、実施年月日

ウ　施設設備名称、整備種別、対象機器名称

エ　参考図等、備考

（簡易な修理、小塗装）

第12条　仕様書第23条（２）のウに規定する簡易な修理及び小塗装とは、点検整備等により発見した不良個所若しくは、故障の発生した破損個所のうち、業務内で修理可能なものについて実施するものとする。

（１） 簡易な修理とは、特殊技能や特殊工具を使用しない修理をいう。

（２） 小塗装とは、足場を必要としない場所（高さ２m以下）において、さび、腐食等による剥離、錆防止のため行う部分的な塗装をいう。

２　簡易な修理及び小塗装は監督員に報告し、作業終了後写真等を添付し報告すること。ただし、緊急を要する場合においては、応急措置を行い、その後、監督員に報告を行う。

（１） 資格を要する点検等では有資格者を配置して行うこと。

（２） 危険な場所の作業は、必要な安全措置を講じ事故の防止に努めること。

（水質分析業務）

第13条　仕様書第23条（３）に規定する分析は次のとおりである。

１　測定項目，採水場所は別表－３、及び別図－２に示すとおりである。

２　分析は、維持管理上必要となる定期的な水質試験、汚泥試験を行う。分析項目、分析頻度及び採水場所は、別表－３、及び別図－２に示すとおりである。

３　分析の実施は、以下のとおりである。

（１）　分析方法は、下水道法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法等の関係法令や下水道試験法等に基づいて適格に行うこと。

（２）　定期的な試験は、定めた場所より採水して行うこと。

（３）　水質試験室は、常に整理整頓し、清潔にする。

（４）　薬品使用量を記録し、在庫量を確認するとともに、薬品庫の施錠を必ず行うこと。

（５）　火の後始末は確実に行い、作業終了後は必ずガスの元栓を締めること。

（６）　採水に際しては、池等への転落に注意し安全に行うこと。

（７）　分析において発生する廃液は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて適切に処分すること。

(環境整備業務)

第 14 条　仕様書第 23 条（４）に規定する環境整備業務は次のとおりである。

（１）環境整備業務の対象，範囲及びに頻度等は、別図－２及び別表－４に示すとおりである。

（２）　環境整備の実施については、以下のとおりとする。

ア　清掃は場所及び床材質を考慮して適切な清掃器具を使用して行うこと。

イ　受託者は、委託者の業務及び第三者に対し、支障のないように注意すること。

ウ　清掃器具等の使用で委託者の備品、物品等に損傷を与えないこと。

(ユーティリティー調達業務)

第 15 条　仕様書第 23 条（５）に規定するユーティリティー調達業務は、次に示すとおりである。

（１）　ユーティリティー調達の対象は、別表－５に記載する試薬類、消耗品類、油脂類、固形塩素、燃料及び汚泥処理関係等の薬剤等である。

（２）　ユーティリティー調達の実施は、以下のとおりである。

ア　ユーティリティー調達は管理者を設け、保管・取扱等に十分注意し、適正な管理を行うこと。

イ　種類、使用量、残量等を的確に把握するため、定期的に調査を行うこと。

ウ　保管期間により品質が変化又は不良となるもの及び使用頻度の多いものについては、納期を十分考慮し、調達すること。

エ　使用頻度、保管スペース等から適正な在庫量の確保ができるよう管理すること。

(設備修繕業務)

第 16 条　仕様書第 23 条（６）に規定する修繕の対象機器及び内容は、別表－６に示

す計画修繕並びに処理場等で発生した突発修繕とする。

(経費の負担)

第 17 条　仕様書第 40 条に定める受託者が負担すべき経費は、次のとおりとする。

（１）　机、椅子、書棚、ロッカー、パソコン、プリンター、コピー機等の事務備品

（２）　各種用紙、筆記用具、ファイル等の事務用品

（３）　冷蔵庫、食器棚、ポット、茶器、台所用品等の什器及び消耗品

（４）　各種作業服、各種靴、各種手袋、ヘルメット、安全マスク・保護眼鏡・空気呼吸機等の安全保護具・機器

（５）　設備点検・補修に係る点検工具、回路計、懐中電灯等の工具・器具。ただし、特殊工具及び調整・整備に係る資材等は除くものとする。

（６）　巡回点検車両及び車両維持に係る費用

（７）　電話・ＦＡＸの設置工事費

（８）　別表－５に示すユーティリティー費及び油脂類の交換により発生した廃油の処分に係る費用を含むものとする。

（９）　別表－６に示す設備修繕にかかる費用

業務範囲　別図－１

施設：マンホールポンプ場